

農地転用申請（4・5条）添付書類一覧

【添付確認表】

☆申請書類は、原本1部を提出

チェック欄 事務局 申請人	番号	書類名	留意事項等
	1	農地転用許可申請書	
	2	土地の登記簿謄本(全部事項証明書原本)	(法務局伊那支局で交付を受けてください)
	3	土地の地番を表示する図面(公図の写し)	(法務局伊那支局で交付を受けてください) ・インターネットの登記情報サービスで取得した公図も可
	4	申請地の位置及び附近の状況表示図面	申請地周辺が確認できる住宅地図等の写し
	5	土地利用計画図及び建設予定建物・施設の配置図	・配置図及びこれらの施設を利用するために必要な道路(幅員を記入)、用排水施設位置(上水及び下水道管の埋設状況)等を明記した図面 ・建設予定建物・施設の面積、位置・隣接境界・施設間の距離を明記
	6	同意書	申請地に、地上権、永小作権、質権、抵当権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合
	8	土地改良区の意見書	次の土地改良区の区域内にある農地 ・西部箕輪土地改良区 ・ 西天竜土地改良区 ・ 伊那土地改良区 ・中井筋土地管理組合(沢 / 松島)
	9	事業計画書	個人住宅は原則不要
	10	資金計画書	・事業資金について、申請書に記載又は別紙として添付 ・資力を証する書面 ①預貯金残高証明書 ②融資(見込み)証明書等
	11	候補地の選定書	・候補地の検討について、当該申請地を選定した理由を明記
	12	工事工程表	事業計画面積が5,000㎡以上のもの(その他は申請書記載)
	13	住民票の写し	申請人が町外に在住の場合
	14	地元農業委員の確認書	申請地の地区農業委員へ事業内容を説明し確認を受けてください
	15	その他参考とする書類	・関係法令の許認可等に係る申請書の写し等(都市計画法・森林法・砂利採取法等) ・取水、排水に係る水利権者等の同意書 ・その他審査に必要な書類
確認事項			
		隣地農地耕作者等の承認について *許可後にトラブルが起きないように申請前に十分な協議をお願いします	周辺に農地がある場合、農地の所有者に説明し了承を得た旨を、申請書の「6」欄へ記入してください なお、転用目的が再生エネルギー発電設備の設置の場合は、取扱いが異なります。(別添のとおり)
		事業計画の変更手続きについて	転用許可後の土地は、事業計画変更申請書の提出が必要です
法人の場合			
	①	定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書	法務局及び原本証明したもの
	②	宅地建物取引業者の免許証の写し	建売住宅及び宅地造成の場合
	③	過去における事業概要	建売住宅の場合、事業概要及び実績状況を記載した書類

* 証明書については、発行後3か月以内のもの

申請書の受付期間は、毎月5日～20日です。(ただし、20日が閉庁の場合は、直前の開庁日です。)

議案の審議は、翌月 総会 日頃、許可見込み 日頃

★すべての書類を整えてから提出していただくようにお願いします。

☆土地改良区事務所一覧

西部箕輪土地改良区	箕輪町大字中箕輪10298番地(役場内)	(電話) 79-3111
西天竜土地改良区	箕輪町大字中箕輪12035番地(木下)	(電話) 79-2056
伊那土地改良区	南箕輪村北殿4624番地	(電話) 72-3321